

楊枝嗣朗著

『近代初期イギリス金融革命』

——為替手形・多角的決済システム・商人資本——

(ミネルヴァ書房, 2004年3月)

木 村 二 郎

本書は、大英帝国の貨幣・金融史を数百年のタイムスパンと世界的な広がりを持つ壮大なスケールで解明しようとする野心的な労作である。浅学非才の評者にとって、本書で取り扱われている問題の所在を理解すること自体にかなりの困難を伴った。まず、評者の理解した問題の所在と本書の構成を紹介することから始め、ついで、内容紹介・批評の順に進めたい。なお、金融理論を専門とする評者が金融史の書物を書評するのは不適任であるが、著者から理論の立場から批評するように要請されたので、批評は本書の理論的問題提起を中心に行いたい。

I. 問題の所在と本書の構成

著者は、近代イギリスの貨幣・金融史上における注目すべきものとして次の諸点をあげる。第1に、英貨ポンドの価値が近代初期より1931年の兌換停止に至る300年にもわたって、ほぼ不変であったこと。第2に、重金主義が優勢であった1660年代のヨーロッパにあって、はや金銀地金輸出入の自由化、鑄造手数料の廃止等、「自動的な金属本位」に向けて重要な進展が見られたこと。第3に、17世紀末から18世紀初期

にかけて、ポンドは銀本位制から金本位制に事実上、移行していたこと。第4に、18世紀半ばまでには、イングランド銀行券はギニー金貨と同様にキャッシュとして受領されており、ロンドン金融市場の骨格は、産業革命に先行し、すでに確立していたこと。以上の諸点は、近代初期のイギリス金融革命によって可能になったのであり、この金融革命の解明こそ重要な課題であるにもかかわらず、従来の国内偏重の誤った狭い問題意識では、研究課題にすら取り上げられなかったという。本書は、まさにこの近代初期のイギリス金融革命の解明をめざす。

本書の結論を先取りして言えば、著者は、ヨーロッパの商業革命を背景に、国内外の貿易取引の地域的・時間的広がりに直面した商人資本がファイナンスと支払決済の必要から求めた為替手形の変容（＝広範な引受信用システムの生成）と、アムステルダム預金銀行を中心とした汎ヨーロッパ多角的支払決済システムの生成発展と、それへのロンドンの参入こそ、「近代初期イギリス金融革命」の核心であり、金匠銀行の出現もその流れの中で把握されるべきであると考えます。

著者は、ファン・デル・ヴェー論文「16-17

世紀アントワープと金融革命」を引用して、問題の所在を示す。16世紀ヨーロッパ商業の急拡大は、貨幣金融の二つの領域で金融技術革新を生み出した。一つは、イタリアの伝統の枠内におけるジュネーヴ・カスティリアーリオン・ジェノア・アムステルダムへと連なる公立預金銀行の生成と成功であり、他の一つは、アントワープやロンドンにおける債権譲渡による債務証券の転々流通そしてその発展としての為替手形の流通性である。この手形の流通性こそ、近代的金融市場の開幕を告げる金融革新であるとみなされた。

すでに中世イタリアの諸都市では、預金銀行における勘定振替が広く行われ、15世紀以来の南欧の大都市間為替手形取引は、徐々に国際的支払決済の機能を果たしつつあった。公立預金振替銀行の輝かしい象徴といわれるアムステルダム銀行は、全ヨーロッパ的規模で膨大な商業ならびに金融取引を集中決済することを可能にした。他方、金融革新が進んでいなかった新興のアントワープやロンドンなどのヨーロッパ北部では、取引の円滑化のために、持参人払いの債務証券の一般化、債権譲渡方式による債務証券の流通そして為替手形の裏書への模索が始まっていた。債権譲渡方式の場合には、第1次債務者が債務不履行に陥ったときにも第2次以降の債務者に支払い義務が発生し、債権譲受人の請求権をより安全性の高いものにする。アントワープにおける債権譲渡方式による債務証券の転々流通はイタリアの中世的金融技術の枠組みを突破する金融革命であったという。その後、16世紀後半、北ヨーロッパにおいても為替手形が急速に一般化して、債権譲渡方式が為替手形にも適用されるようになり、最終的には、為替手形への裏書という形をとることになっ

た。

他方、債権譲渡と異なり債務証券の譲渡人と譲受人との間で債権債務関係が切断される場合は、債務証券の発行者が国家・特許会社・信用度の高い商人などのときに適用された。このケースは、17世紀イングランドのエクステッカー・ビルやゴールドスミス・ノートその他の約束手形の流通に繋がった。

債権譲渡や為替手形の流通性の広がり、手形割引の一步手前まで迫っていた。手形割引はまず満期手形の買取から始まる。銀行業の存在しなかった1620年代初めのイングランドの商人が満期の来た債務証券での商品代金の支払や、割引を行っていた事例が紹介されている。満期前手形割引も1650年代に見られるようになった。

このように、著者はファン・デル・ヴェーを評価しながらも、その金融革命の視点が国内に限定されている点を次のように批判する。金匠銀行の顧客の中心が政府各部局や王侯貴族とともに外国貿易商であることは本書第5章で紹介されるが、金匠銀行がまず外国為替のスペシャリストとして銀行界にあらわれ、また、イングランド銀行の手形割引の中心が長らく外国為替であり、1800年になっても外国貿易に関わる内外の手形が依然割引手形の大部分を占めていたことから考えても、イギリス銀行業の生成・発展を国内銀行業務として括れないはずであるという。

かつてロンドン・アントワープ間に集中していた商品取引が、地域的に拡大・多様化するにつれ、商人資本の貿易ファイナンスと支払決済の必要から、為替手形は為替金融契約の狭い枠組みから抜け出し、より広範な引受信用のネットワークの構築に向かわざるをえなかった。広

範な引受信用ネットワークが多くの大都市に広がり、金融中心地アムステルダム等の公立預金振替銀行の銀行貨幣による振替決済と結びつくことで、汎ヨーロッパ多角的支払決済システムが構築されるに至った。ロンドンがこの多角決済システムに参入したことが、金匠銀行の生成に始まる近代初期イギリス金融革命を始動させたというわけである。

以上が著者の問題意識であるが、本書が素材とする資料は、次のようなものである。16世紀第2四半期のブリストル商人ジョン・スミス、16世紀中葉のロンドン商人アイシャム商会、17世紀第2四半期のカンバーランド商人クリストファー・ローザ等の商業文書、G. マリンズ、L. ロバート、J. マリウス、J. スカーレット、A. ジャスティス等によって書かれた17・18世紀の『商人必携』、金匠銀行バックエルの元帳、そして『製造業・商業・海運業』委員会(1833年)の議会報告書など。

第1章では、イングランドの地方商人やロンドン商人の債務証書や為替手形引受を商業文書によりつつ紹介し、内国の取引の展開により形成されたとされてきたロンドン・メトロポリタン・マーケットが海外取引と深く関係していたことを明らかにする。第2章では、ロンドン・メトロポリタン・マーケットの支払決済が国際的多角決済システムに包摂されながら遂行されていたことを示すことにより、近代初期のイギリス銀行業が国際的な金融システムに立脚していたことを明らかにする。また、高度な引受信用システムにおいて振り出される為替手形と預金振替銀行の結合により稼動した汎ヨーロッパ多角支払決済システムの基本構造を提示する。第3章では、近代初期の為替手形の変容過程と17世紀以降の内国為替手形の生成を実証的に検

討する。マルクスは、商業信用が「信用制度の本来的基础」であり、「生産者や商人のこの相互の前貸が信用の本来的基础をなすと同様に、その流通用具たる手形は、本来の信用貨幣たる銀行券・等々の基礎をなす」¹⁾としたが、著者によれば、「近代初期この方、マルクスが言うがごとき商業信用に基づく商業手形など、イギリスにはほとんど流通してはいなかった」²⁾という。第4章では、本書の立場から、産業資本への商業資本や利子生み資本の従属というマルクスの歴史認識を批判する。第5章では、まず、イギリス貨幣・金融史を一国の枠を超えた広い視野から時代を追って解説し、次いで、イングランド銀行重役会や金匠銀行の預金口座にみる広範で層の厚い国際関係の広がりを確認して、ロンドン宛為替手形の意義を再確認する。

II. 内容紹介

以下、できるだけ重複を避けて、章別に要点を紹介する。

第1章では、近代初期イギリスにおける商人の手形取引・金融業務の特徴を明らかにする。まず、E. ケリッジ説を批判的に検討して、ロンドン・メトロポリタン・マーケットが決して国内商取引に限定されるものではなく、国際取引も含まれる可能性を十分に持っていることを明らかにする。その上で、「ブリストル商人ジョン・スミスの債務証書・手形取引」(1538-1550年)、「カンバーランド商人クリストファー・ローザの為替取引」(1630年代)、「ロンドン商人アイシャム商会の金融業務」(16世紀中期)など膨大な資料を調査することを通じて、ロンドンが国際取引と国内取引および金融業務が有機的に結びついて営まれていたことを

実証している。そして、問題を次のように整理する。「16世紀半ばに商人たちがアントワープ＝ロンドン間で外国為替取引に深く関わり、為替金融という形で金匠を金融的に支援してさえいたにもかかわらず、その時点では銀行業生成は、何故に見られなかったのでしょうか。そして、ほぼ17世紀40年代までに、銀行業は金匠によって担われるようになったのは、何故だろうか³⁾。これは、単なる金融仲介ではない信用創造を行う銀行業の生成に関する大変に興味深い論点といえよう。

第2章では、ロンドンをめぐる多角的決済システムの構図を示す。引受信用システムに基づく為替手形の弾力的な振り出しと、決済中枢アムステルダムとの結合により、ロンドン多角的決済システムが形成されてきた過程を明らかにする。ここにこそ近代初期イギリス金融革命の核心があり、近代イギリス金融史の始まりがあったという。第3章でみる周辺部イギリスでの為替手形の変容や金匠銀行の生成も、そうした事態への対応であった。為替相場が建たず為替取引が行われていないバルチックやイーストランド諸都市からの輸入代金を、イングランドがアムステルダムやハンブルグ宛の為替手形で支払う多角的支払決済システムが機能していた。このような国際的な貨幣移動・金融関係の中で、イギリス貨幣・金融制度の史的展開が見られたのであって、「国民的金融市場の発展過程」として見る従来の議論は、歴史的現実とは無縁なものであったとして、汎ヨーロッパ多角的決済システムの生成過程を歴史的にフォローしている。そして、1656年の為替網は1609年と大差ないものの、1676年にはアムステルダムの為替ネットワークの基本的枠組みに、フランス、イタリアの主要都市やライプツィヒ、ブ

レスラウも入り、アントワープからアムステルダムへの為替センターの転換が完了し、汎ヨーロッパ多角的決済システムが出現することになった。ヨーロッパ金融革命の二つの系譜、イタリアの伝統を継承した公立のアムステルダム預金振替銀行と、アントワープ＝ロンドンと繋がる為替手形の変容は、このような汎ヨーロッパ多角的決済システムの枠組みにおいて、理解されるべきである。先進国オランダがスペインからの銀を押さえ、銀に軸足を置いた貨幣制度を打ち建てていたのに対して、1660年以降、イギリスは銀をオランダ・スペインに依存する一方で、金が市場で大陸におけるよりも高く評価され、17世紀末から18世紀初頭にかけて、ギニー金貨の鑄造価格の公定を契機に、実質的に金本位制に移行していった。この周知の事実は、当時の国際的な信用ネットワークと貴金属の流れにおいて理解されるという。

第3章では、イギリス近代における為替手形の性格を解明する。「ジェントルマン資本主義」論を評価しつつ、研究の現状の不十分さを指摘している。かつての歴史認識が、いかに事実として誤っていたのかという検証がなされ、また、新しい歴史像が打ち建てられつつあるものの、いまだ経済学的検討には手が付けられていない。「産業革命」不在論や、中・北部の工業地方と南部のロンドン商業・金融中枢との分断・乖離が過度に強調され、中・北部には産業利害が、ロンドンには海外に結びついた商業・金融利害が割り当てられ、産業資本と商業資本・利子生み資本がいかなる関連にあったのかという課題が、分析対象としても意識されなくなりつつある。このような現状を打開するためにも、産業資本・商業資本・利子生み資本の相互関連、中・北部工業地方や農業地方とロンド

ン金融市場との関連が明らかにされなければならない。イギリス近代的信用制度においては、中・北部工業地方や農業地方とロンドン貨幣市場とが分離・孤立して存在していたわけでもないし、また、ロンドン金融市場が製造業地方と無関係に単独で海外に結びついていただけでもない。このことは、大量に流通する国債や内外から振り出されるロンドン宛為替手形の存在からも、明らかであるという。著者は、「為替手形の性格」に注目して、従来の研究の空白を埋めようと考えたのである。同時に、マルクスが産業資本による商業資本・利子生み資本の従属化を指摘したことと、商業信用が「信用制度の自然発生的基礎」をなすというマルクスの規定を重ね合わせて、マルクス信用論の誤りを明らかにしようとする。すなわち、近代イギリスにおいてマルクスがいうような商業手形が流通していたというのは間違いであり、現実に流通していたのは引受信用による為替手形であったというのである。『資本論』やわが国の信用論研究者がかくも重視してきた商業信用（掛売り掛買い）に基づき振り出され、流通すると考えられる為替手形など、イギリス近代においてはほとんど流通していなかった⁴⁾。

著者によれば、近代の為替手形は、手形を振出す生産者が名宛人に供与した商業信用を体现するものではなく、逆に、名宛人が手形の振出人への信用（引受信用）の供与を意味していたのである。19世紀に入ってくると、様々な訴訟を背景に成立してくる委託代理商法（Factors Act）において、船荷証券や倉庫証券等の権利関係が明確にされていく中で、委託販売関係における生産者（委託者）の所有権よりも、受託者である商人や、商人の委託販売をファイナンスする金融業者の権利を上位におく体制が構築

されてくる。こうした状況下では、産業資本が商業資本や利子生み資本を従属させることなど、不可能であった。産業革命期に至っても、産業資本の覇権確立の端緒となるはずの商業信用、商品の売り手から買い手への企業間信用＝「生産者や商人の相互前貸」に基づいて為替手形が振り出されることは例外的で、そうした手形はほとんど流通していなかった。イギリスやアメリカ近代の為替手形が、売り手から買い手への商業信用＝「信用制度の自然発生的基礎」に基づき振出されていたわけではなかった。以上の事実を踏まえて、著者は鋭くマルクスとマルクス派信用論者を批判する。「これまで見てきたように、マルクスや岡橋、川合氏が想定した商業信用に立脚した商業手形が、イギリス近代において流通しなかったのであるから、そのような架空の商業信用を信用制度の自然発生的基礎と位置づけ、構築されて来たイギリス近代的信用制度論や信用論の体系は、成立しうるものであろうか」⁵⁾。

このように問題提起した上で、実際に歴史に登場した為替手形の性格とその変遷を次のように説明する。イギリスにおける為替手形が、(1)中世後期から近代初期にかけては、為替契約遂行手段であり、(2)17世紀転換の頃より17世紀中葉にかけては、為替契約から分離され、引受信用供与に基づき振出される為替手形へと発展・変容してきた。そして、為替手形の性格について次のように説明している。「多くの地方のマニュファクチャーたちは、製品を作り終えろとすぐに、ファクターに向けてロンドンに発送する。そして、発送するや否や、製品の販路があるのか、売れるのか、また、需要があるのか、速やかに売れるのかどうかを聞くのを待たずに、即刻、貨幣を求めて（ファクター宛に）

手形を振り出す。かくして、ファクターの倉庫には買手の付かないままの製品が積み上げられ、ファクターは、手形を支払うキャッシュを入手しうる前に、手形を背負い込まれる」⁶⁾。

1630年代初めには、地方商人ですら、ロンドンを最終決済地として、国内地方商業都市ならびにロンドン間で内国為替手形を振出し、ロンドンを中心にした全国的な信用のネットワークに参入していた。パートナーや徒弟などの使用人をファクターとして使って、彼らを名宛人として為替を振出していた時代から、内外の商人とのファクター契約でコルレス関係を結び、他の商人宛に為替を振出し、手形代金の支払を依頼する慣行が1630年代にもなると、大きく広がっていた。この変化を受けて、為替手形は為替契約取引＝為替金融との関係を切断することとなった。為替手形は、為替契約の付属書類ではなく独立の証券となったわけである。かくて、当時の商人たちは、為替金融方式に代えて、引受信用に基づき、弾力的に振出すことのできる新たな支払手段＝為替手形を手に入れ、高度な多角的決済システムを生み出すこととなった。為替金融契約からの為替手形の分離・独立は、貿易取引や支払決済関係の時間的・空間的広がりに対応して、手形振出人と名宛人の関係に、多くの場合、かつてのようなパートナーや徒弟の関係を超える広がりを与え、為替手形をめぐる金融関係は、引受信用を与える名宛人を軸に再編されることになる。これらは、取引領域の拡大に伴う必要所要資本の増大に直面した商人の要求でもあった。こうした方向での歩みが、為替手形に表現された引受信用のネットワークの広がりと集中を生み出し、前章で見たアムステルダムを中心としたヨーロッパ大の多角的支払決済システムを、構築すること

となったのである。周辺部イギリスの中枢であるロンドンにも、引受信用の高度なシステムを生み、支払決済業務のロンドン集中に伴い、1630年代まで存在しなかった金匠銀行業を勃興させることになったというわけである。

なお、当時の商業信用の期間と手形期間が一致していない事実を挙げて、商業信用に基づき振出された手形が存在しなかったことに注意を促している。「注意すべきは、3ヶ月や6ヶ月の商業信用が授与されていながらも、手形期間は、一覽後7日や一覽後2週間払いであり、為替手形は売り手が買い手宛に振出したものでもないし、買い手が手形を引き受けているわけでもないことである。3ヶ月の商業信用の期間が経過する前後に、買掛金の支払のために、為替手形が売り手に手渡されている」⁷⁾。

第4章では、『製造業・商業・海運業』委員会報告(1833年)の検討に基づき、イギリス産業革命期におけるロンドン宛為替手形の特質の解明と商人資本の優越を明らかにしている。

「『産業革命』下、19世紀イギリスのマーケティングや金融において、製造業者は、商人に対して従属的位置にあった。この事実は、『産業資本の完全支配』というマルクスの歴史認識と対立する」⁸⁾。マルクスによれば、商業信用とそれに基づく商業手形流通に基礎づけられた銀行制度の生成＝信用貨幣の創造は、利子生み資本の高利支配を打破するという。しかし、商業信用に基づく商業手形流通など、イギリス近代にはほとんど見られなかった。前章までに論じられた商人資本優位の関係は、近代初期以降継続し、産業革命期においても揺るがなかった。この時期の手形振出しも、名宛人(引受人)から振出人への短期信用の供与を意味していた。すなわち、商人が製造業者の流通期間を

ファイナンスしていたという。産業革命期においても、為替手形は、掛売り掛買いの商業信用の流通用具ではなく、名宛人から振出人への信用供与の手段であり、ロンドン宛為替手形の広範な流通は、製造業者の商人に対する商業的かつ金融的依存・従属の表現であった。

有名なソーントン『紙券信用論』（1802年）でのロンドン宛為替手形は商業信用をベースにしたものと誤解されてきたが、原文を見れば、その手形が商業信用に基づいていないことは明瞭であるという。同書での「為替手形の名宛人＝引受人は穀物ファクターであって、ロンドン宛手形を振出した田舎の農業者とは、委託販売関係での受託者（consignee）と委託者（consignor）の関係にあり、……商業信用関係に基づき振出されたものではない」⁹⁾。

商品の売り手が買い手宛に手形を振出すような取引は、「例外的なもの、普通でない」と考えられていた根拠として、「当時、手形支払をめぐる手形所有者の抗弁に、商品販売に関する抗弁が欠如していたこと」¹⁰⁾をあげている。そして、いくつかの判例を取り上げて、同様の内容であったことが述べられている。なお、注記において、「商品販売上の欠陥を申し立て、手形支払に抗弁しうるようになるのは、イギリスでは19世紀後半」¹¹⁾になってからのことであると指摘している。これは、19世紀後半には商業信用に基づく手形振出が存在したことを著者自身が認識していることを意味する点で、注目する必要がある。

さらに、豊富な具体例をあげて、著者の主張の正当性が強調され、結論的に次のように述べる。「『イングランドはひとつの梃子を持っており、それをもって世界を持ち上げることができた。その梃子こそ為替手形である』とまで言わ

れたロンドン宛為替手形（Bill on London）は、決して商業信用の流通用具ではなく、広範な引受信用のシステムによる内外の製造業者やプランター・貿易業者等の貨幣信用調達の重要な用具であり、内外の多角的決済システムの支柱であった。広大な空間と時間を取り結ぶロンドン宛為替手形の存在こそ、イギリス近代における商人の優位と、生産者の劣後を規定していたのである」¹²⁾。

第5章では、まず冒頭で列挙した注目すべきイギリス貨幣・金融史の特徴が時代を追って解説される。そして、結論的に次のようにまとめる。「商業資本は旧社会分解の役割を果たしはしても、本質的に社会変革の力を持たないとする商業・流通への否定的評価に立つマルクス歴史観から離れ、イギリス金融史をありのままに眺めるならば、商業・流通・金融の国際的・国内的情報のネットワークの中枢に位置するロンドン・シティの新たな風景が見えてこよう。都市に結合しない農村工業が停滞・消滅したことからみても、イギリスの工業化も、このネットワークに接続してこそ可能だったのではなかろうか」¹³⁾。そして、最後にシティーの中枢にいた群像が歴史をさかのぼる形で概観されている。その特色は、極めて国際色豊かな人々の名前が並んでいることである。「社会的に」見ても、本書の国際的な視点の正しさが裏付けられるというわけであろう。

Ⅲ. 批評

本書に対する評者の結論的感想は、イギリス近代初期の貨幣金融を中心とする経済史としては、本書は大きな貢献を含む問題提起をしているが、経済史上の事実と理論を直結し過ぎてお

り、両者の距離は慎重に保つべきであるというものである。

かつて30年余り前に評者が学部学生であった頃学んだ「大塚史学」では、単純化すると、新興の産業ブルジョアジーが封建勢力と手を結んだ旧来の商人や高利貸しの支配を打ち倒し、近代的な資本主義経済を打ち建てたという主張がなされていたように記憶している。マルクスの前資本主義的歴史に関する叙述にも類似の内容が含まれていると思われる。多様な歴史をこのように単純化した主張に対しては、歴史的事実を踏まえて、守旧勢力といわれた商人や地主および利子生み資本家がむしろ中心になって近代的な資本主義を生み出したというジェントルマン資本主義論的な批判は当てはまるかもしれない。いうまでもなく歴史学における正当性は、歴史的事実の優劣によって決着がつくのである。歴史学に関して素人の評者には、次のような希望を述べるしかない。大塚久雄氏らが明らかにした局地的市場圏の発展や農民層分解などの国内市場経済の発展と商人や利子生み資本家そして土地所有者などの勢力の展開の多様な相互関係の全体像を解明してもらいたいものである。

以下、本書の歴史的事実認定について若干の疑問を提示したうえで、著者の理論的問題提起を中心にして評者なりの考え方を示したい。

著者は、さまざまな商業文書や議会記録とともに裁判記録も調査して、マルクスの言うような商業信用に基づく手形（商品の掛売り掛買いにに基づく手形）は存在しなかったと断言される。その根拠の一つは手形決済上のトラブルに関する判例において商品の売買当事者間のトラブルが見当たらないことであるが、上述のように、19世紀後半からはそのような判例が存在す

ると著者自身が注記している。この19世紀後半はマルクスが『資本論』を執筆したといわれる時期と重なるのであるから、マルクスやマルクス派信用論者にこの時期以前の史実に対する誤解があったとしても、商品取引に基づく手形振出しが全く存在しなかったと断定するのは言い過ぎではないだろうか。イギリスでは商人資本の力が過大であるなどの理由により産業資本相互の信用の発達には遅れたのかもしれないが、産業資本の発展が一定の水準に達していわゆる商業信用が展開される条件が整うならば、商品取引に基づく手形振出しが行われたと考えられるのではないだろうか。著者によれば、「19世紀中葉以降の交通通信技術の改善・発展は、売り手・買い手の直接的接触を容易にし、委託販売制度は注文取引に取って代われ、委託・仲介商業は終わる」¹⁴⁾。このことにより内国為替手形の流通が縮小したとしても、「売り手・買い手の直接的接触」が増えるならば、商業信用に基づく商業手形も一般化すると考えるのが自然なように思われる。さらに、英国以外の諸国においてはどのようなであろうか。それぞれの国の歴史・伝統などの諸条件により信用制度のあり方は多様であろうが、産業の発展などの条件しだいで、商品の掛売り掛買いにに基づく手形振出しが発生したことはないのだろうか。また、今日、多くの資本主義国において、程度の差はあれ、商業信用＝企業間信用に基づく手形が存在することとの関連はどのように考えたらよいのか。一般的に、存在しないことの論証は困難であるといえようが、特に資料・文献などの完全な収集が不可能に近い数百年単位の歴史的事実の場合には、19世紀半ば以前についても、反証が将来発見される可能性が皆無とはいいがたいであろう。

それでは、次に、当面上記の問題は無視して仮に歴史的事実に関する著者の指摘が正しいと前提して、その指摘が信用理論体系にはどのような影響があると考えらるべきだろうか。

第一に、経済理論は経済原理すなわち資本主義市場経済の一般法則を明らかにするものであるから、当然、資本主義の成立を前提にしている。資本主義市場経済は自由競争を前提にしているのであるから、利潤率均等化法則が成立してそれぞれの資本は平均利潤を獲得する。平均利潤を上回る超過利潤を獲得する部門に対しては、自由競争を通じて資本と労働力が追加的に流入し、結果的に利潤率は均等化するのである。仮に、商業上・金融上のネットワークを持つ商人資本や利子生み資本が強い経済力を背景に産業資本に優越する力を維持して前期的独占利潤を獲得し続けるならば、いいかえれば、自由競争原理が成立せずに利潤率均等化法則が貫徹しないならば、理論的には資本主義はまだ確立していないと考えるべきであろう。

資本主義成立史における歴史的事実（商業資本や利子生み資本が主導的な役割を果たしたかどうか）が、あるいは、資本主義確立後の制度・慣行（商業信用や利子生み資本が主導的役割を果たしているかどうか）が、経済原理に直接的に反映される必要は必ずしもない。なぜなら、理論上問題になるのは、特に剰余価値を生む産業資本の再生産にとって、商業資本や利子生み資本がどのような意味を持つのかということであるといえるからである。経済の中心にあるのが物財とサービスの再生産であることは、国民経済および経済理論にとって普遍的なのである。マルクスの歴史的事実認識に仮に誤りが含まれていたとしても、理論的には産業資本を中心にすえて論じるという点で間違っていない

かったといえよう。一般に、物財とサービスの生産を中心に、商業と金融は補助的な役割を果たすというのが、基本的な国民経済の構成である。この意味では、生産にかかわる産業資本が主役であり、商人資本や利子生み資本は脇役であるといえる。そして、当然、商業資本や利子生み資本も資本主義市場経済の一般法則に従うことになる。

著者による『資本論』の引用を見ると、以上で見たのと同様の意味が含まれている。「資本制的生産の内部では、商人資本はその従来からの自立的実存から資本投下一般の一特殊の契機に格下げされ、また、利潤の均等化は商人資本の利潤率を一般的平均に還元する。商人資本はもはや生産的資本の代理者としてののみ機能する」¹⁵⁾。ここで述べられているのは、前資本主義的な独占力を持った商人資本が資本主義市場経済の成立とともに自由競争の結果として平均利潤を獲得するものになり、流通過程において剰余価値（利潤）の実現に貢献するというものである。「商人資本の産業資本への従属」がこのことを意味する限り、理論的に自明のことを述べているに過ぎないといえよう。資本主義成立の歴史において、商業資本や利子生み資本に否定的な評価をマルクスが与えているということ、このことは切り離して考えるべきであり、混同してはならない。

第二に、商業信用に基づく商業手形が歴史において存在しなかったという点に関して検討しよう。著者の主張を確認しておく。「マルクスや岡橋、川合氏らが想定した商業信用に立脚した商業手形が、イギリス近代において流通しなかったのであるから、そのような架空の商業信用を信用制度の自然発生的基礎と位置づけ、構築されて来たイギリス近代的信用制度論や信用

論の体系は、成立しうるのであろうか」。ここで、著者は「イギリス近代的信用制度論」と「信用論の体系」を同列に並べて批判の対称にしているのであるが、歴史的現実と抽象理論の距離を近づけ過ぎているという疑問が生じる。上記の第一でも述べたように、「信用論の体系」（信用理論）は資本主義市場経済の一般法則を信用部面を中心に明らかにするものであって、資本主義成立期の歴史や現実の制度・慣行そのものとは距離がある点を忘れてはならない。

「多くの論者が想定し、信用制度の自然発生的基礎と考え、産業資本が利子生み資本を従属させようとした信用貨幣・信用制度創造の発端に位置づけられた商業手形は、『産業革命』期の高度に発展した信用制度を基礎づけ、現実存在した商業手形とは似て非なるものであった」¹⁶⁾。「しかも、商業信用（掛売り掛買い）にもとづく商業手形がほとんど存在しないまま、当時、広範に流通していたロンドン宛の内国為替手形は、19世紀後半になると、それ自体も衰退していく。19世紀中葉以降の交通通信技術の改善・発展は、売り手・買い手の直接的接触を容易にし、委託販売制度は注文取引に取って代われ、委託・仲介商業は終わる。運輸・通信革命による在庫金融の縮小は、生産者の金融を手形割引から当座貸越に代えることを可能にした」¹⁷⁾。

著者が、現存したのは引受信用に基づく商業手形であって、商業信用に基づく手形ではなかったと強調するが、再生産過程から必然的に生じる「流通期間なき流通」という資本の要求自体の存在を否定するわけではない。上の引用でも確認できるように、著者のいう引受信用に基づく為替手形の割引は「在庫金融」という「生産者の金融」であったのであるから、「流

通期間なき流通」に対応するものであるといえよう。先に「商人が製造業者の流通期間をファイナンスしていた」と述べていたのも、同様の意味である。原理論において重要なのは信用の本質を解明することであるから、信用の本質規定のひとつである「流通期間なき流通」の要求を最も単純明快に示すのは商業信用と商業手形であることを重視すべきであると考ええる。著者が強調される引受信用にもとづく為替手形もこの応用問題として解けるのではないだろうか。引受信用が資本主義市場経済の確立を前提してイギリス特有の条件・歴史を反映した制度・慣行ならば、資本主義的信用制度の本質を明らかにするための抽象により、原理論の段階では捨象されるべきものと考えられる。現実の複雑な現象をそのまま理論の中に持ち込むのは正しい方法ではあらず、商業信用・利子生み資本と産業資本の「力関係」も捨象されるべきであろう。著者は、産業資本と商業信用・利子生み資本との歴史的な支配従属関係にこだわるあまり、原理論における信用の本質規定の問題を誤解しているのではなかろうか。経済史としては修正が必要な場合においても、理論体系に直接的に大きな変更を迫るとは限らないのである。

第三に、国際と国内の関係についてである。近代初期イギリスの信用制度・決済システムの成立において、大商人資本を核とする国際的な多角的決済システムの展開が先行し、その中にイギリスが組み込まれることによって、イギリス国内の諸制度が成立したとされている。豊富な資料を基に説得的に語られており、この点に関する著者の主張は尊重されるべきであるが、それはあくまでも経済史においてである。アダム・スミス以来、経済学の理論体系はまず国民経済を基本に置き、その再生産構造を明らかに

して、そこに貫徹する経済法則を解明してきた。国際経済を論じる場合には、当然、各国民経済の成立を前提にせざるをえないのである。経済理論は資本主義的な市場経済の成立を前提にして、その経済法則を分析の対象にするのであり、過去の歴史の反映のされ方は現存メカニズムの理論化に応じて様々である。

第四に、信用創造の発生いかえれば銀行の発生に関して、極めて興味深い論点が提起されている。引受信用による為替手形流通の発展から金匠銀行による信用創造の発生への過程の詳細な解明が強く希望される。このことにより、近代的な銀行業システムの発生の謎が明らかにされるかもしれないのである。歴史的事実の解明をそのまま理論に短絡的に結びつけることは慎重に避けなければならないが、理論的解明のための多くのヒントを提供してくれることが期待できる。

著者は、従来と次元の異なるスケールの大き

な構想の下においてイギリス近代初期の金融革命について論じてこられた。浅学の評者にあっても、著者の労力とその成果の多大さには驚嘆せざるを得ないものを感じている。

注

- 1) カール・マルクス『資本論』長谷部文雄訳、青木書店、第三部（上）。568-569頁。本書における引用文を利用した。以下同様。
- 2) 10頁。以下特に断らない限り本書の頁を示す。
- 3) 57頁。
- 4) 114頁。
- 5) 117頁。
- 6) 120頁。
- 7) 156頁。
- 8) 165頁。
- 9) 168頁。
- 10) 同上。
- 11) 170頁。
- 12) 187-188頁。
- 13) 198頁。
- 14) 116頁。
- 15) 前掲『資本論』。464-465頁。
- 16) 116頁。
- 17) 116-7頁。

（桃山学院大学経済学部教授）